

# 「WEBマーケティングを活用した横浜市ふるさと納税プロモーション業務委託 一式」 受託候補者選定に係る実施要領

## (趣旨)

第1条 「WEBマーケティングを活用した横浜市ふるさと納税プロモーション業務委託 一式」の受託候補者を公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

## (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、本実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

## (提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の業務実績等
- (2) 配置予定者の業務実績、経験等
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

## (評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の業務実績等
  - (2) 配置予定者の業務実績、経験等
  - (3) 業務実施方針の妥当性・実現性等
  - (4) 提案内容の妥当性・実現性等
  - (5) その他、当該業務に対する提案力・考察力・協調力等
  - (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等
- 2 提案に対する審査は二段階とし、一次審査では提案書に基づく書類審査により二次審査の対象となる5者程度の提案者を選定する。二次審査ではヒアリングを実施し、最も優れた提案を行った者を候補者として選定する。
- 3 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

### (プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の集計及び報告

(3) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 政策経営局総務課長

副委員長 政策経営局共創推進課長

委員 政策経営局財源確保推進課長

委員 政策経営局広報戦略・プロモーション課担当課長

委員 政策経営局広報課担当係長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を政策経営局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に報告するものとする。また、委員長が欠席の場合は、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。

6 評価委員会は非公開とする。

### (提案資格確認の通知)

第6条 実施要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面によりその理由の説明を求められることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

### (評価結果の通知)

第7条 実施要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由の説明を求められることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く14日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

### (評価結果の審査)

第8条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

#### **附 則**

この要領は、令和6年11月21日から施行する。